

## ●最低賃金の改正について（徳島労働局）

徳島県内で適用される最低賃金には、県内の事業場で働く全ての労働者に適用される「徳島県最低賃金」と、特定の産業で働く労働者に適用される「徳島県特定最低賃金」の2種類があります。下記のとおり改正されますので、お知らせします。

◎徳島県最低賃金			時間額	740円
【発効日】平成29年10月5日				
◎特定最低賃金	時間額	発効日		
造作材・合板・建築用組立材料製造業	840円	平成29年 12月21日		
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	877円			
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	841円			

## 最低賃金、確認した？

〈お問合せ先〉

徳島労働局 労働基準部 賃金室	TEL(088)652-9165
または最寄りの労働基準監督署へ	FAX(088)622-3570

ホームページ <http://tokushima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

「業務改善助成金」もご検討ください。詳しくはホームページへ

## ●年金・保険相談会のご案内

社会保険や年金のこと、雇用保険や労災保険など、よくわからないことを社労士さんに聞いてみましょう。相談は無料です。お気軽にお越しください。

日時：平成29年12月19日(火)、平成30年1月11日(木) 両日とも午後1時～4時

場所：小松島商工会議所 1階会議室

講師：金沢社会保険労務士事務所 代表 金沢悦子氏

費用：無料（当日の相談に限ります）

申込・問い合わせ先：小松島商工会議所 TEL 0885-32-3533